

令和5年12月11日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和5年12月6日付託分)

福祉子どもみらい局

目

次

議案（条例その他）

ページ

- 1 神奈川県子ども・若者施策審議会条例の概要 1
- 2 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要
【福祉子どもみらい局関係】 3
- 3 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要
【福祉子どもみらい局関係】 4

令和5年度12月補正予算

- 4 令和5年度12月補正予算（その3）の内容【福祉子どもみらい局関係】 5
- 5 令和5年度一般会計12月補正予算（その3）歳出の主な事業
【福祉子どもみらい局関係】 6

1 神奈川県子ども・若者施策審議会条例の概要

(1) 制定の趣旨

子ども・子育て支援法第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法第6条の規定に基づき、神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 趣旨（第1条）

この条例は、子ども・子育て支援法第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法第6条の規定に基づき神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営その他必要な事項を定める。

イ 所掌事項（第2条）

神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項をつかさどるほか、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(ア) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項

(イ) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項に規定する設備及び運営の向上

(ウ) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項

ウ 委員（第3条）

(ア) 審議会の委員（以下「委員」という。）は、子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(イ) 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

エ 会長、副会長、専門委員及び部会（第4条、第5条、第7条）

審議会に、会長及び副会長各1名を置くほか、専門の事項を調査審議するため、専門委員及び部会を置くことができる。

オ 会議（第6条）

(ア) 審議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

(イ) 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席により開催し、その議事は出席委員の過半数をもって決する。

カ 委員でない者の出席（第8条）

審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

キ 会長への委任（第9条）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(3) 施行期日

令和6年3月1日

2 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】

(1) 改正の趣旨

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童福祉法に基づく事務の変更に伴う改正〔1項目〕

認可外保育施設の設置届等について、従前の紙による届出に加え、電子による届出が導入されることに伴い、電子による届出の経由に係る事務を移譲事務から除くもの

(3) 施行期日

令和6年4月1日

3 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】

(1) 改正の趣旨

子ども・若者に関する施策等の調査審議等を行うため、神奈川県子ども・若者施策審議会を条例に基づく附属機関として位置付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「神奈川県青少年問題協議会」及び「神奈川県子ども・子育て会議」の項を削除し、子ども・若者に関する施策等を調査審議等する附属機関として、「神奈川県子ども・若者施策審議会」の項を規定する。

（別表関係）

イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項中の「神奈川県子ども・子育て会議」を「神奈川県子ども・若者施策審議会」に改める。（附則第2項関係）

ウ 神奈川県子ども・子育て会議条例及び神奈川県青少年問題協議会条例を廃止する。（附則第3項関係）

(3) 施行期日

令和6年3月1日

4 令和5年度12月補正予算（その3）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	840,665	3,000	843,665	3,000	—	—	—	
(項) 青少年費	840,665	3,000	843,665	3,000	—	—	—	
(款) 民生費	361,012,729	3,780,554	364,793,283	3,605,088	—	36	175,430	
(項) 社会福祉費	16,099,898	175,830	16,275,728	400	—	—	175,430	
(項) 障害福祉費	79,802,242	622,303	80,424,545	622,293	—	10	—	
(項) 老人福祉費	147,427,462	2,913,289	150,340,751	2,913,263	—	26	—	
(項) 生活保護費	8,724,276	17,976	8,742,252	17,976	—	—	—	
(項) 児童福祉費	108,958,851	51,156	109,010,007	51,156	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	66,091,475	100,322	66,191,797	100,322	—	—	—	
(項) 私学振興費	66,091,475	100,322	66,191,797	100,322	—	—	—	
一般会計 計	427,944,869	3,883,876	431,828,745	3,708,410	—	36	175,430	

（特別会計）

介護保険財政安定化基金会計	5,801	—	5,801	
母子父子寡婦福祉資金会計	1,381,731	—	1,381,731	

福祉子どもみらい局 計	429,332,401	3,883,876	433,216,277	
-------------	-------------	-----------	-------------	--

5 令和5年度一般会計12月補正予算（その3）歳出の主な事業
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 11項 青少年費

- ・ 子ども・若者支援事業費

3,000千円

電気代・ガス代等の高騰によるひきこもり等支援団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(2) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- ・ 配偶者等暴力対策事業費

400千円

電気代・ガス代等の高騰による困難を抱える女性を支援する団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(3) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- ・ 障害福祉施設等物価高騰対応費

622,303千円

電気代・ガス代等の高騰による障害福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(4) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- ・ 認知症高齢者対策事業費

54,282千円

電気代・ガス代等の高騰による高齢者団体等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

- ・ 高齢者施設等物価高騰対応費

2,859,007千円

電気代・ガス代等の高騰による高齢者施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(5) 4款 民生費 4項 生活保護費

- ・ 生活困窮者自立支援事業費

2,280千円

電気代・ガス代等の高騰による生活困窮者支援団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。

- ・ 救護施設等物価高騰対応費

15,696千円

電気代・ガス代等の高騰による救護施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(6) 4款 民生費 5項 児童福祉費

- ・ 児童養護施設等物価高騰対応費

51,156千円

電気代・ガス代等の高騰による児童養護施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(7) 11款 教育費 8項 私学振興費

- ・ 私立学校物価高騰対応費

100,322千円

電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減するため、支援金を支給する。